

広島県統計調査条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 広島県規則第十号

### 広島県統計調査条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(県基幹統計調査の指定基準)

第三条 条例第二条第二項の規定による県基幹統計調査の指定は、次の各号のいずれかに該当すると認められる調査について行うものとする。

- 一 県行政における基本政策の策定、重要な計画の決定等に係る基礎資料を得るための調査
- 二 県内全域を対象とする人口、世帯、事業所、団体等に関する調査
- 三 その他知事が特に県勢の実態を把握するため県基幹統計調査に指定することが適当と認める調査

(立入検査の身分証明書)

第四条 条例第六条第二項の身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(調査票情報の提供を受けることができる者)

第五条 条例第十一条第一号の知事が規則で定める者は、会計検査院、日本銀行、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、株式会社日本政策金融公庫及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）並びに県又は県内の市町が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等)

第六条 条例第十一条第二号の知事が規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

- 一 国の行政機関、地方公共団体又は前条に掲げる者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

(その他)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別記様式 (第 4 条関係)

(表面)

第 号	年 月 日	交付
身 分 証 明 書		
統計調査の名称		
所 属		
職 名		
氏 名		
		年 月 日生
写 真		
<p>上記の者は、広島県統計調査条例第 6 条第 1 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
(執行機関の名称)		印

(裏面)

広島県統計調査条例 (抜粋)
(立入検査等)
<p>第 6 条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第 2 0 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 7 とする。

2 写真の寸法は、縦 3.0センチメートル、横 2.5センチメートルとする。